臨時会

「議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における 市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例」などを制定

可決した条例に基づき三浦一成議員に対する議員報酬等の支給差止め処分なされる

■臨時会招集までの経緯

6月26日に児童買春・児童ポルノ所持の容疑で逮捕された三浦一成 議員は29日に警視庁から釈放され、市議会は三浦議員に対し、各派代 表者会議などの場に出席して本人からの説明や謝罪等を求めてきまし た。7月3日、三浦議員から総務委員会副委員長、議会運営委員及び 行徳臨海部特別委員等の職の辞任願が提出されましたが、議員辞職に ついては「裁判の結果をみて判断したい」との意向でした。

一方、市議会は、議員報酬を支払い続けることについて市民から多 数の批判や疑問が寄せられていること、市長から議員報酬に関する要 望を受けたこと、三浦議員から説明や謝罪等がないこと等に鑑み、議 員報酬の支給を差し止める規定を盛り込んだ条例を議員発議で制定す ることとして、議長から市長に対し、臨時会の招集を求めました。

■議員報酬等と政務活動費、2つの特例条例

7月25日に開かれた臨時会では、議員から2つの特例条例が発議さ れました。

まず、「議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合におけ る市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例」は、①禁錮以 上の刑が定められている重大な刑事事件で起訴あるいは逮捕・勾留等 をされた議員について、②その行為、あるいは行為者である議員に議 員報酬等を支給し続けることが市民の信頼を著しく害すると認められ る場合は、その支給を差し止めることができ、その事件で実刑判決を 受けた場合には差し止め分を不支給とするものです。また、「議員が市 民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議 員の政務活動費の特例に関する条例」は、前述の議員報酬等の支給を 差し止められた議員について、差止め期間中は政務活動費を交付しな い(既交付分があれば返還させる)こととするものです。

議員報酬や期末手当の支給、政務活動費の交付は、それぞれ地方自 治法により条例で定めることとされています。市議会はこれら2つの 特例条例を、それぞれ賛成多数で可決しました。

■条例に基づき支給差止判定会議を開催

可決された条例はすぐに公布・施行され、施行後、市議会は議員報 酬等特例条例に基づき、支給差止判定会議を開きました。

この会議は対象議員を除く全議員で構成され、対象議員について条 例所定の①、②の要件を満たしているかを判定するもので、①、②い ずれの要件も満たしており議員報酬等の支給差止めを相当と判定する には、全議員の2/3以上が出席し、その3/4以上の者の賛成(地方 自治法上の議員の除名要件と同等)を必要とします。

支給差止判定会議では、三浦議員に対する議員報酬等の支給差止め の件を議題として、児童買春・児童ポルノ所持の容疑で逮捕されたこ と等の事実経過が説明された後、当該行為の性質や議員の職務との関 連性、当該行為や議員に対する市民の反応や議会、社会に与える影響 等、本件の具体的な諸要素について検討を行いました。議員からは「児 童の権利を著しく侵害する悪質な行為」「本人から何らの説明等もなく 責任を果たしていない」「市民から報酬の支払いや議員辞職に関するお 叱りも多い」「議会や市政に与える悪影響はかなりある」などの意見が 述べられました。

会議では、これらの意見を集約した後、採決の結果、三浦議員に対 する議員報酬等の支給の差止めを相当と判定しました。決定された判 定及びその理由は直ちに市長に通知され、市長は同日付けで、三浦議 員に対する8月分以後の議員報酬等の支給の差止処分を行いました。

三浦議員に対する2件の議員辞職勧告決議を可決

また、7月臨時会では、事件を起こした三浦議員が議員としての責 任を果たしていない等として、「三浦一成議員に対する議員辞職勧告決 議」及び「市議会議員としての職責を果たさない三浦一成議員に対して、 市議会議員の職を辞するよう勧告する決議」の2案が議員から発議さ れ、市議会はいずれの決議案も賛成多数で可決しました。

常【任【委】員【の】改【選

市川市議会には4つの常任委員会があり、議案や請願を所管ごとに審査し、市政について調査を します。任期は2年で、議員は必ず1つの委員会の委員になります。 委員の任期が平成29年5月で満了となり、6月定例会で委員の改選を行いました。

委 員 長 中村よしお 副委員長 かつまた竜大

鈴木雅斗 片岡きょうこ 三浦 一成 清水みな子 長友 正徳 宮本 岩井 清郎 均 荒木 詩郎 かいづ 勉

危機管理室、経営改革室、総務部、企画部、財政部、文化スポーツ部、市民部、 消防局、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事 項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

委員長 金子 正 副委員長 増田 好秀

環境文教委員

石原よしのり ほそだ伸一 湯浅 止子 大場 小泉 文人 桜井 雅人 堀越 松井 優 努

環境部、清掃部及び教育委員会の所管に属する事項

所管事項

佐藤ゆきのり

委 員 長 浅野 さち

秋本のり子

健康福祉委員会

石原みさ子 廣田 德子 健二 髙坂 進 西牟田 勲 稲葉 松葉 雅浩 松永修巳 加藤 武央

福祉部、こども政策部及び保健部の所管に属する事項

管事項

副委員長

委員長 田中幸太郎 副委員長 久保川隆志

建設経済委員会

青山 博一 佐藤 鉄兵 金子 貞作 西村 敦 松永 越川 雅史 竹内 清海 中山 幸紀

経済部、街づくり部、道路交通部、水と緑の部及び農業委員会の所管に属す る事項のほか、行徳支所の所管に属する事項のうち上記事項に相当する事項 及び水産業に関する事項

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の運営や、議長の諮問等に関する事項を所管 事項としています。委員の任期(2年)が平成29年5月で満了となり、 6月定例会で委員の改選を行いました。

副委員長 宮本 均 委員長 稲葉 健二

髙坂 -進 西牟田 勲 長友 正徳 中村よしお 久保川隆志 片岡きょうこ 石原みさ子 ほそだ伸一 廣田 徳子 湯浅 止子 田中幸太郎 金子 議長松井 努 副議長 堀越

委員長 松葉 雅浩 副委員長 ほそだ伸一

東京外郭環状道路特別委員会

髙坂 進 石原よしのり 片岡きょうこ 湯浅 止子 宮本 松永 鉄兵 小泉 文人 松永 修巳 竹内 清海

所管事項 東京外郭環状道路問題に関する調査・検討

行徳臨海部特別委員会

委 員 長 副委員長 荒木 詩郎

長友 正徳 中村よしお 鈴木 雅斗 廣田 徳子 かつまた竜大 田中幸太郎 青山 博一 佐藤ゆきのり 越川 雅史

所管事項 行徳臨海部問題に関する調査・検討